東京都

○議長選挙
中村明彦議長は、七月二十二日任期満了し、欠員であったところ、八月八日次の者が選挙された。
議長　吉野　利明
○副議長選挙
ともとし春久副議長は、七月二十二日任期満了し、欠員であったところ、八月八日次の者が選挙された。
副議長　藤井　一
○監査委員選任
小沢昌也委員及び服部ゆくお委員は、七月二十二日任期満了し、欠員であったところ、八月八日次の者が選任された。
監査委員（議会選出）　髙橋かずみ
同（同）　野上　純子

新潟県

○人事委員会委員選任
井上敬一委員は、八月十日任期満了し、同月十一日次の者が選任された。
人事委員会委員　斎田　英司
○収用委員会委員任命
草間克己委員、金子由征委員及び萩原一郎委員は、八月十八日任期満了し、同月十九日次の者が任命された。
収用委員会委員　髙橋　保
同　髙野　武彦
同　桑原　孝志
○収用委員会委員再任
生越良子委員は、八月十九日再任された。
○収用委員会予備委員任命
吉岡俊予備委員は、八月十八日任期満了し、同月十九日次の者が任命された。
収用委員会予備委員　吉沢　実

岐阜県

○労働委員会委員任命
三尾禎一委員は、六月十八日辞職し、欠員であったところ、八月十九日次の者が任命された。
労働委員会委員　舟口　憲雄

愛知県

○労働委員会委員任命
宇野聡委員は、五月十五日死亡し、欠員であったところ、八月二十六日次の者が任命された。
労働委員会委員　酒井　一

三重県

○収用委員会委員任命
北岡雅之委員及び浦川拓也委員は、八月三日任期満了し、同月四日次の者が任命された。
収用委員会委員　西川　源誌
同　森　智
○収用委員会委員再任
室木徹亮委員は、八月四日再任された。
○収用委員会予備委員任命
西川源誌予備委員及び森智予備委員は、八月三日任期満了し、同月四日次の者が任命された。
収用委員会予備委員　村瀬　勝彦
同　岩田　広子

兵庫県

○労働委員会委員任命
小原健男委員、栗山重治委員、宮内博文委員、村上昇委員、塚本晴之委員及び藤川泰延委員は、八月二十六日任期満了し、同月二十七日次の者が任命された。
労働委員会委員　小南　秀夫
同　熊野　隆夫
同　佐藤　昌一
同　服部　圭司
同　吉田　達樹
同　和田　直哉
○労働委員会委員再任
大内伸哉委員、神田榮治委員、関根由紀委員、滝澤功治委員、正木靖子委員、米田耕士委員、切山義行委員、辻芳治委員、那須健委員、福永明委員、草薙信久委員、佐野喜之委員、松下秀明委員、村元四郎委員及び和田要委員は、八月二十七日再任された。

山口県

○人事委員会委員選任
藤田幸夫委員は、七月十七日任期満了し、同月十八日次の者が選任された。
人事委員会委員　末永　久大
○労働委員会委員任命
岡田和彦委員は、六月二十七日辞職し、欠員であったところ、八月一日次の者が任命された。
労働委員会委員　藤岡　啓介

愛媛県

○人事委員会委員再任
大内由美委員は、七月二十二日再任された。
○収用委員会委員再任
阿部弘治委員及び長井明美委員は、八月十日再任された。
○収用委員会予備委員再任
岩佐弓枝委員は、八月十日再任された。

福岡県

○教育委員会委員再任
二子石竜子委員は、八月一日再任された。

鹿児島県

○人事委員会委員再任
泉健子委員は、七月二十七日再任された。
○公安委員会委員再任
豊島忍委員は、七月二十七日再任された。
○収用委員会委員任命
梁川周郎委員は、七月二十六日任期満了し、同月二十七日次の者が任命された。
収用委員会委員　増田　秀雄
○収用委員会委員再任
林川信行委員は、七月二十七日再任された。

仙台市

○人事委員会委員選任
稲葉馨委員は、八月十二日任期満了し、同月十三日次の者が選任された。
人事委員会委員　飯島　淳子

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、八月二十三日午前十一時三分御出門、長野県及び群馬県へ行幸啓、同月三十一日午後五時十六分還幸啓になった。

官庁報告

官庁事項

人事院公示第14号

人事院は、人事院規則８―18（採用試験）第６条第２項の規定に基づき、平成23年人事院公示第16号の一部改正に関し、次のとおり決定した。
平成25年９月５日
人事院総裁　原　恒雄

１　別表外務省専門職員採用試験の項第２号中「、オランダ語」及び「、ウルドゥ語、ヒンディー語」を削り、同表航空保安大学校学生採用試験の項第２号中「及び物理Ⅰ」を「、物理基礎及び物理」に改め、同表海上保安大学校学生採用試験の項口(1)及び(2)を次のように改める。
(1)　物理基礎及び物理
(2)　化学基礎及び化学
別表海上保安学校学生採用試験の項第２号中「物理Ⅰ」を「物理基礎、物理」に改め、同表気象大学校学生採用試験の項第２号中「数学C、物理Ⅰ、物理Ⅱ」を「物理基礎、物理」に改める。
２　この決定による改正は、平成26年２月１日から効力を発生する。

九州地方整備局公示

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第２項の規定に基づき、公示する。
その関係図書は、九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成25年９月５日
九州地方整備局長　吉崎　収
１　河川の名称　肝属川水系肝属川
２　河川管理施設の名称又は種類　左岸堤防
３　河川管理施設の位置　鹿児島県鹿屋市王子町4367番10地先から鹿児島県鹿屋市王子町4339番１地先まで
４　管理を行う者の氏名及び住所
氏名　道路管理者　鹿屋市長　嶋田　芳博
住所　鹿児島県鹿屋市共栄町20番１号
５　管理の内容
(1)　道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
(2)　路肩に接する法面で、当該路肩から法長１メートルまで及び別図に示す範囲内にあるものについての維持
(3)　原則として道路専用施設に係る災害復旧
６　管理の期間　平成25年８月20日から道路の存続する日まで